

鹿児島東西道路シールドトンネル 技術検討委員会 規約

(設 置)

第1条 鹿児島東西道路シールドトンネル技術検討委員会（以下、「委員会」という。）は、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所が設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、鹿児島東西道路シールドトンネルにおけるトンネル構造、施工技術等に関する技術的な検討を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は以下について検討を行う。

- (1) トンネルの施工に関する事項
- (2) トンネルの構造に関する事項
- (3) その他必要な事項

(委員会の運営)

第4条 委員会には委員長を置き、委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、事務局が推薦し、委員の了承を得て決定する。

3 委員は、別紙1のとおりとする。

4 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。

5 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。

6 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(中立性)

第5条 委員長、委員（以下「委員等」という）は、委員会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員等は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第7条 委員等の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(委員会の公開)

第8条 委員会の設立趣意書、規約および委員会の委員名簿・開催日程については公開とする。

2 会議および議事については原則非公開とするが、議事要旨および配布資料については原則公表するものとし、検討会終了後、委員長の確認を得て事務局が公開する。

3 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所工務課に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

附 則

この規約は、令和3年12月24日から施行する。

鹿児島東西道路シールドトンネル技術検討委員会 名簿

	氏 名	所属・役職等
委員長	小泉 淳	早稲田大学 名誉教授
委員	酒匂 一成	鹿児島大学学術研究院理工学域工学系 教授
委員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	日下 敦	土木研究所 つくば中央研究所 道路技術研究グループ 上席研究員
委員	茅島 浩一郎	鹿児島県土木部道路建設課長
委員	藤原 史武	国土交通省九州地方整備局道路部道路工事課長
委員	鳥澤 秀夫	国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長

(敬称略)